

社会福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十六号

社会福祉法施行条例の一部を改正する条例

社会福祉法施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「及び授産施設」を「授産施設及び無料低額宿泊所」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第六十八条の五第一項の規定により条例で定める無料低額宿泊所（法第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、次条に定めるもののほか、法第六十八条の五第二項に規定する厚生労働省令（無料低額宿泊所に係るものに限る。）で定める基準の例による。

第四条第一項中「及び授産施設」を「授産施設及び無料低額宿泊所」に改め、同条第三項中「及び婦人保護施設」を「婦人保護施設及び無料低額宿泊所」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。